総務委員会 活動報告書

(平成25年7月~平成27年6月)

平成27年6月 公益社団法人日本技術士会 総務委員会

目 次

- I. 委員会体制
- Ⅱ. 委員会開催

Ⅲ. 活動成果

- 1. 本会役員の責務に関する規定の制定
- 2. 四役会議の運営に関する規則の制定
- 3. 理事会の運営事務に関する手引きの制定
- 4. ウェブ委任制度の導入
- 5. 役員候補者選出選挙における電磁的方向による投票方式の導入
- 6. フェロー制度に関する検討
- 7. 地域組織に関する事項
- 8. 委員会体制及び所掌事項に関する検討
- 9. 部会運営に関する規則の制定
- 10. 技術士制度の検討に関わる委員会の設置
- 11. 役員候補者選出選挙管理委員会からの検討依頼事項
- 12. 本会の名称使用に関する手引きの制定
- 13. 名誉会員の推薦
- 14. 会長表彰者の推薦
- 15. 緩やかな連携の推進検討
- 16. 会員による活動グループの登録管理
- 17. 会員による活動グループの登録に関わる規則変更の検討
- 18. 規程類の管理

Ⅳ. 申し送り事項

- 1. 当会規程についての形式的な面からの整備
- 2. 役員候補選出選挙に係る被選挙権の検討
- 3. 部会幹事の選出手続に関する検討
- 4. 登録グループ制度の変更に関する検討

(参考) 総務委員会主要課題検討推進概要スケジュール

I. 委員会体制

役 職	氏名	地域本部・部門
委員長	山崎宏	金属
副委員長	ē 徳川和彦	建設
幹事	山口高士	船舶・海洋/航空・宇宙
"	笠原弘之	電気電子
"	林 誠一	化学
"	村上正信	水産
"	久保康弘	生物工学
委 員	河上榮忠	機械 (~H26年2月)
"	小林政徳	機械 (H26 年 3 月~)
"	溝口隆久	繊維
"	平野富夫	金属 (~H26年7月)
"	仁多英夫	資源工学
"	木島郁夫	建設
"	厚見安宏	上下水道
"	佐々木紀一	衛生工学
"	江本三男	農業
"	松隈 茂	森林
"	室橋雅彦	経営工学
"	上田健之	情報工学
"	原 眞一	応用理学
"	吉沢清晴	環境
"	後藤 廣	原子力・放射線(~H25年 10月)
"	栗原良一	原子力・放射線(H25年 11月~)
"	大熊正信	北海道/建設、総合
"	加納 実	東北/建設
"	佐渡 正	北陸/建設
"	松谷孝広	中部/建設、総合
"	飯野勝彦	近畿/機械
"	山下祐一	中国/建設(~H25 年 10 月)
"	大田一夫	中国/建設(H25年 11月~)
"	穴吹敏範	四国/建設
"	渡邉義光	九州/建設、総合

地域本部関連事項検討小委員会

小委員長:飯野勝彦

委 員:大熊正信、加納 実、佐渡 正、松谷孝広、山下祐一(~H25年10月)、

大田一夫 (H25年11月~)、穴吹敏範、渡邉義光

Ⅱ. 委員会開催

第 1回委員会: 平成25年7月31日 (参考)

幹事会: 平成25年9月13日 第 2回委員会: 平成25年9月25日

幹事会: 平成 25 年 10 月 22 日 第 3回委員会:平成25年10月29日

幹事会: 平成 25 年 11 月 20 日

第 4回委員会: 平成25年11月26日 幹事会: 平成 25 年 12 月 17 日

第 5回委員会: 平成25年12月20日

幹事会: 平成 26 年 1 月 21 日

第 6回委員会: 平成26年1月29日

幹事会: 平成26年2月17日

第 7回委員会: 平成26年2月24日

幹事会: 平成 26 年 3 月 17 日

第 8回委員会:平成26年3月25日 幹事会: 平成 26 年 4 月 14 日

第 9回委員会: 平成 26年4月22日

幹事会: 平成 26 年 5 月 19 日

第10回委員会: 平成26年5月26日

幹事会: 平成 26 年 6 月 17 日 第11回委員会: 平成26年6月24日

幹事会: 平成 26 年 7 月 15 日 第12回委員会: 平成26年7月29日

幹事会: 平成 26 年 9 月 19 日

第13回委員会: 平成26年9月24日 幹事会: 平成 26 年 10 月 22 日

第 14 回委員会: 平成 26 年 10 月 29 日

幹事会: 平成 26 年 12 月 11 日

第 15 回委員会: 平成 26 年 12 月 15 日

幹事会: 平成 27 年 1 月 20 日

第 16 回委員会: 平成 27 年 1 月 26 日

幹事会: 平成27年2月17日

第17回委員会: 平成27年2月24日

幹事会: 平成27年3月24日

第 18 回委員会: 平成 27 年 3 月 30 日

幹事会: 平成27年4月10日

第19回委員会: 平成27年4月17日

幹事会: 平成27年5月18日

第 20 回委員会: 平成 27 年 5 月 25 日

第3回理事会: 平成25年9月12日

第 4 回理事会: 平成 25 年 11 月 14 日

第5回理事会:平成26年1月9日

第6回理事会: 平成26年3月13日

第1回理事会:平成26年5月9日

第2回理事会: 平成26年7月11日

第3回理事会: 平成26年9月11日

第 4 回理事会: 平成 26 年 11 月 20 日

第5回理事会:平成27年1月9日

第6回理事会: 平成27年3月13日

第1回理事会: 平成27年5月12日

Ⅲ. 活動の成果

1. 本会役員の責務に関する規定の制定

地域組織の役員の責務に関する手引きの制定に当たって、本会役員の責務についても同様の 規定が必要であるとの判断から検討を行い、「本会役員の責務に関する規則」を平成27年1月 理事会に付議し原案通り承認された。合せて「本会役員の責務に関する手引き」を制定し、平 成27年1月理事会に報告した。

2. 四役会議の運営に関する規則の制定

四役会議の検討指示に基づき、現行運営の内容に基づき明文化を図ることとし、標記規則の制定について、平成27年3月理事会に付議し、原案通り承認された。

3. 理事会の運営事務に関する手引きの制定

四役会議の検討指示に基づき、現行は各役員任期の初めに会長からの提案に基づく理事申し合わせで確認されている運営内容について規程としての明文化を図ることとし、標記手引きを制定し、平成 27 年 3 月理事会に報告した。

4. ウェブ委任制度の導入

四役会議における検討指示に基づき、定時総会における議決権行使及び代理行使について、ホームページを通して実施可能となるよう、規定制定及び情報システムの仕組みの検討確認を行った。検討結果に基づき、「総会に係る電磁的方法による議決権行使の手続等に関する手引き」を制定し、平成 26 年 3 月理事会に報告した。

平成 26 年 6 月開催の第 56 回定時総会において本制度を初実施し、約 1,200 名の正会員の利用があった。

5. 役員候補者選出選挙における電磁的方向による投票方式の導入

四役会議における検討指示に基づき、標記の件について必要な規定の変更及び情報システムの仕組みの検討確認を行い、「役員候補者選出選挙等における電磁的方向による投票方式に関する規則」の制定について平成 26 年 11 月理事会に付議し、原案通り承認された。

6. フェロー制度に関する検討

「フェロー制度の導入」に関して四役会議における指示に基づき「フェロー制度の運営に関する規則」の制定について検討を行い、平成 26 年 11 月の理事会に付議し、原案通り承認された。

平成 27 年度のフェロー申請については、平成 27 年 1 月~3 月の期間で申請受付を行い、34 名から申請があった。委員会にて基準を満たしていることを確認し、平成 27 年 5 月理事会に付議し、原案通り承認された。

7. 地域組織に関する事項

(1) 地域組織の役員の責務に関する手引きの制定

前期総務委員会からの申送り事項であった標記の件について、具体的事例の追加検討を行い、

「地域組織の役員の責務に関する手引き」として制定し、平成27年1月理事会に報告した。 平成27年度の地域組織役員選挙における立候補者に周知するよう、地域本部長及び県支部 長に依頼した。

(2) 地域本部管轄地域における県支部設置に関する検討

- 1). 九州本部管轄地域における宮崎県支部、佐賀県支部の設置確認について 九州本部長から、宮崎県支部、佐賀県支部設置発議の審査結果及び計2県の支部設置に 関する確認要請があり、確認の結果2県支部の設置について、平成25年9月理事会に付 議し原案通り承認された。
- 2). 九州本部管轄地域における熊本県支部、長崎県支部の設置確認について 九州本部長から、熊本県支部、長崎県支部設置発議の審査結果及び計2県の支部設置に 関する確認要請があり、確認の結果2県支部の設置について、平成26年1月理事会に付 議し原案通り承認された。
- 3). 中部本部管轄地域における県支部の設置確認について 中部本部長から、愛知県支部、岐阜県支部、静岡県支部、三重県支部設置発議の審査結 果及び計 4 県の支部設置に関する確認要請があり、確認の結果 4 県支部の設置について、 平成 26 年 11 月理事会に付議し原案通り承認された。
- (3) 県内の一部地域における会員活動の支援制度の導入

標記制度の導入について検討を行い、「県内の一部地域における会員活動の支援に関する規則」として、平成27年5月理事会に付議し原案通り承認された。

- (4) 地域組織の運営における個別事項に関する手引きに関する審議
 - 1). 中国本部における標記手引きについて、平成 26 年 12 月 15 日総務委員会において審議 了承され、中国本部役員員会において制定されたことを、平成 27 年 1 月理事会にいて報告した。
 - 2). 近畿本部、神奈川県支部、埼玉県支部における標記手引きについて、平成 27 年 5 月 25 日総務委員会において審議了承された。

(5) 関東甲信地域における県支部の運営管理

- 1). 関東甲信地域県支部長会議を、本会会長の出席も得て平成 26 年 2 月 26 日、平成 27 年 3 月 16 日に開催し、各年度における事業実施報告及び事業計画・収支予算についての確認を行った。
- 2). 関東甲信地域県支部連絡会議については、平成 25 年 10 月 19 日、平成 26 年 6 月 23 日 に開催し、地域組織に関わる規定変更検討状況説明及び、県支部の運営における個別事項 に関わる手引き等の検討に関する情報交換を行った。

(6) 地域組織からの検討依頼事項

- 1). 中国本部から役員定数の変更について、承認依頼があり審議の結果了承した。
- 2). 中国本部から、広島県災害復興支援士業連絡会への入会について承認依頼があり、審議の結果了承した。

- 3). 中国本部から、広島市との間で平成 26 年豪雨災害被災者等の生活再建相談対応のための専門家派遣に関する協定締結について承認依頼があり、審議の結果了承した。
- 4). 四国本部から、香川高専との協力協定の締結について、承認依頼があり審議の結果了承した。
- 5). 神奈川県支部から神奈川県青少年科学体験活動推進協議会への入会について、承認依頼があり、当協議会は神奈川県の組織でもあることから了承した。
- 6). 神奈川県支部から神奈川県大規模災害対策士業連絡会への入会について承認依頼があり、審議の結果了承した。
- 7). 埼玉県支部からコラボ産学官との技術相談会に関わる覚書締結について、承認依頼があ り、審議の結果、一部語句について修正の上了承した。
- 8). 埼玉県支部から埼玉県信用保証協会との専門家派遣事業に係る連携に関する覚書締結について承認依頼があり、審議の結果了承した。

8. 委員会体制及び所掌事項に関する検討

現行委員会体制が、前回体制変更以来 5 年半が経過したこともあり、各委員会委員長に対し、 体制、所掌事項等の課題について照会し、必要な変更について検討を行った。

変更検討の結果を「委員会運営に関する規則」の変更(案)としてまとめ、平成27年5月理事会に付議し、原案通り承認された。

9. 部会運営に関する規則の制定

委員会の所掌事項に関する検討において、活用促進に関わる事項を部会の業務として位置付けるため部会の運営に関わる規則を新たに制定し、これまで部会に関する事項が規定されていた細則を廃止することとし、平成27年3月理事会に付議し、原案通り承認された。

10. 技術士制度の検討に関わる委員会の設置

技術士分科会における技術士制度の検討に対応し、本会においても十分な検討を行うべく個別規定による委員会として「技術士制度検討委員会」の設置ついて検討を行い、設置運営に関する規則の制定について平成27年5月理事会に付議し、原案通り承認された。

11. 役員候補者選出選挙管理委員会からの検討依頼事項

以前の役員選挙実施時に役員選挙管理委員会が、部会からの質問に回答した内容について規定化の要望があり、検討の結果、「役員候補者選出選挙等を実施する上での留意事項に関する手引き」として制定し平成26年9月理事会に報告の上、地域本部及び部会に周知した。

役員候補者選出選挙管理規則における選挙権及び被選挙権に関する規定について誤解のないよう表現を改めるべく当該規則の変更について、平成26年9月理事会に付議し、原案通り承認された。

12. 本会の名称使用に関する手引きの制定

本会の公益社団法人への移行に当たり本会名称の使用当たっての留意事項について明文化を図ることとし、標記手引きを制定し、平成25年11月理事会に報告した。

13. 名誉会員の推薦

平成26年度は、名誉会員推薦規則第3条第1号に該当する5名と、第3条第2号に該当する2名と、第3条第3号に該当する6名の合計13名について審議を行い、基準を満たしていることを確認し、平成26年5月理事会に付議し、原案通り承認された。

平成27年度は、名誉会員推薦規則第3条第1号に該当する10名と、第3条第2号に該当する1名と、第3条第3号に該当する8名の合計19名について審議を行い、基準を満たしていることを確認し、平成27年5月理事会に付議し、原案通り承認された。

14. 会長表彰者の推薦

平成 26 年度は、会長表彰規則第 2 条第 1 号に該当する 11 名と、第 2 条第 2 号に該当する 67 名の合計 78 名について審議を行い、基準を満たしていることを確認し、平成 26 年 5 月理事会に付議し、原案通り承認された。

平成27年度は、会長表彰規則第2条第1号に該当する8名と、第2条第2号に該当する70名の合計78名について審議を行い、基準を満たしていることを確認し、平成27年5月理事会に付議し原案通り承認された。

15.緩やかな連携の推進

- (1) 今期、新たに設立など連絡があった技術士会は、次のとおりである。
 - 1). 電気通信大学技術士会、近畿大学技術士会、大阪産業大学技術士会、中部大学技術士会、
 - 2). (株)きんでん(きんでん技術士会)、綜合警備保障株式会社(ALSOK 技術士会) 一般社団法人原子力安全推進協会(JANSI 技術士会)、(株)総合車輌製作所(J-TREC技術士会)
 - 3). 北海道建設部技術士会、福岡県庁技術士会、福岡市役所技術士会、北海道開発局道路技術者(道路五月会)、札幌市役所技術士会
- (2) 電機メーカー技術士会との懇談会を、会長の出席も得て平成 25 年 11 月 25 日開催し、10 社 (日立製作所、三菱電機、富士電機、明電舎、日本電気、富士通、日本無線、パナソニック、 東芝、ソニー) から 18 名の参加があった。
- (3) 京都大学技術士会との覚書締結について

京都大学技術士会との「技術士及び技術士制度の広報に関する相互協力協定」締結について報告があり、平成 27 年 3 月理事会にて報告した。

(4) 東京都市大学技術士会との覚書締結について

東京都市大学技術士会との「技術士及び技術士制度の広報に関する相互協力協定」締結について報告があり、平成27年5月理事会にて報告した。

(5) 大学別技術士会との相互協力協定締結推進に当たっての基本的考え方の検討 今後、大学別技術士会との相互協力協定の締結推進に当たって、技術士試験の受験指導等

を大学技術士会が事業として行っていないことなどの確認を必要があることとした。

16. 会員による活動グループの登録管理

- (1) 新規登録については、「技術士ライフプラン研究会」「東京でビジネスを考える会」の2グループの申請について承認し理事会に報告した。
- (2) 登録取消については、「環境経営経済社会研究会」「近畿 PE 技術相談室」からの申請に基づ

き確認を行い了承し理事会に報告した。

- (3) 「バイオインフォマティクスセンター」から名称変更の申請があり申請通り承認した。
- (4) 平成 25 年度及び平成 26 年度登録グループの活動報告について内容確認を終えたものについては、本会 HP に掲載した。
- (5) 登録グループ「九州の技術士によるシンクタンク」及び「産業コンサルタント登録制度研究会」については、構成員名簿等についての問合せ、対応要望に対し、代表者からの連絡待ちとなっている。(継続中)

17. 会員による活動グループの登録に関わる規則変更の検討

登録グループ管理面においての不具合を受け、現行登録制度に更新制を導入すべく検討を行った。極力検討を深め、検討の仕上げと規定変更の理事会付議については、次期総務委員会に申送ることとする。(申送り事項を参照)

18. 規程類の管理

(1) 委員会運営に関する規則の変更について

平成25年5月理事会において変更された標記規則第5条について、適用に当たって移行期間を設けるための附則の一部変更について審議の結果承認し、平成25年9月理事会に付議し、原案通り承認された。

選挙期間の延長に伴う標記規則の変更案が承認され、平成 27 年 1 月理事会に付議し、原 案通り承認された。

(2) 地域組織の設置運営に関する規則別表 2 の変更について

新たな県支部の設置等に伴う標記変更について、九州本部管轄下の宮崎、佐賀、熊本、長崎県支部については平成26年3月理事会に付議し、中部本部管轄下の4県支部については、 平成27年1月理事会に付議し、それぞれ原案通り承認された。

(3) 地域組織の運営についての詳細事項に関する規則の変更について

これまでの運営実績に基づく変更について審議を行い、平成27年5月理事会に付議し、 原案通り承認された。

(4) 地域組織運営における個別事項に関するモデル手引きの変更について

モデル手引きの内容について、一部変更を行うべく、平成 27 年 5 月理事会に付議し、原 案通り承認された。

(5) 規定管理番号の手引きの変更について

県支部の設置、委員会の名称変更や廃止に伴う起案元番号の新設、変更に関し審議し、了 承され、平成 26 年 3 月理事会に報告した。

中部本部管轄下に 4 県支部が設置されたことに伴う規程標記手引きの変更案が了承され、 平成 27 年 1 月理事会に報告した。

(6) 役員候補者選出選挙に関わる規定変更の検討について

役員候補者選出選挙に係わる規則の変更が承認され、平成 26 年 9 月理事会に付議し、原 案通り承認された。

(7) 名誉会員推薦規則の変更について

県支部の設置に伴う評価対象役職の追加を行う名誉会員推薦規則の変更が承認され、平成 26年11月理事会に付議し、原案通り承認された。

- (8) 講演会及び見学会等の開催補助費運用規則の変更について 企画委員会からの依頼に基づき、内容を確認し変更を了承した。
- (9) 委員会運営に関する規則別表 2 の変更について

国際委員会及び日韓技術士交流実行委員会から、「日韓技術士会議」の行事名称の「日韓技術士<u>国際</u>会議」への変更に伴う関係規定の変更についての検討依頼があり、審議の結果依頼 り変更することとし、平成 25 年 9 月理事会に付議し、原案通り承認された。

(10) APEC エンジニア審査委員会設置運営規則の変更について

国際委員会からの標記規則の変更についての確認依頼に基づき、審議し変更を了承した。

(11) 修習技術者支援実行委員会の運営に関する特例規則の制定について

研修委員会からの標記規則の制定についての確認依頼に基づき、審議を行い一部規定を追加することにより制定を了承した。

Ⅳ. 申し送り事項

1. 当会規程についての形式的な面からの整備

公益法人化等に伴う形式的変更については、個別の規程について実質的変更の必要が生じた際に合わせて整備することとし、当面は読替えにて対応するものとして運用してきている。

新制度に基づく地域組織の運営開始に伴う規定制定や変更等についても一段落したこともあり、規定全般にわたっての確認を行い、形式的な面からの必要な変更を反映させるべき時期に来ていると思われる。

2. 役員候補者選出選挙に係る被選挙権の検討

現行規定(役員候補者選出選挙規則第3条)において、理事経験者が監事候補者選出選挙に、また監事経験者が理事候補者選出選挙に、続けて立候補することは禁じられていない。年齢制限(73歳未満)までは、交互連続的な役員就任が可能となっている。理事と監事の本来の役職的相違を考慮することから現行制度に対する問題指摘があり、四役会議おいて次期(平成27-28年度)総務委員会の検討事項として申し送るよう指示が出された。

3. 部会幹事の選出手続に関する検討

現行、部会長は当該部会の正会員の互選により推薦され、会長が理事会に諮って委嘱する。 また部会の幹事は部会長が委嘱する。従って部会長、副部会長及び幹事は、選挙を経ないで選 任される制度となっている。一方、理事、監事、地域組織の幹事は、選挙を経て選任される。 部会幹事と地域組織の幹事は、何れも当会の重要役職であることから、両者に選任のされ方 に違いがあることについて良いか、四役会議において確認、検討を行うよう指示が出された。

4. 登録グループ制度の変更に関する検討

会員による活動グループの登録制度については、地域組織においても登録可能となっているなど、幅広く活用される制度となっている反面、登録期間に定めが設けられていないことなどから、管轄面での不具合も発生しており、登録期間を設けた更新制度とすることが適当であると判断し、関係規則の変更について検討を行なった。引き続き検討を深める必要がある。

以上